

令和５年度
第２回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：２０２４年３月２７日（水）１０時開会
場 所：ホテルポールスター札幌２階

１．開　　会

○事務局（堀井庶務係長）　それでは、少々お時間早いですけれども、全員おそろいでございますので始めたいと思います。令和５年度第２回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております、子ども未来局子ども企画課庶務係長の堀井と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、私から３点ご報告をさせていただきます。

まず初めに、この会議でございますけれども、札幌市情報公開条例第２１条に基づきまして、公開で実施することとしており、本日は会場に傍聴席を設けております。

２点目に、委員の出欠状況でございます。本日ご欠席のご連絡を、高橋千洋委員、末岡委員よりいただいております。したがって、現段階の参加委員数は２７名となっており、過半数を上回っておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

最後に、資料の確認でございます。本日の資料ですが、事前にお送りした資料は、資料１から６まで全７種類となっております。資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。もし途中で気づきになれば、随時事務局までお声かけいただければと存じます。

また、本日オンライン参加の方については、ご質問やご意見などがある際は、Ｚｏｏｍのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただきましたら、事務局が指名をいたしますので、ミュートを外してご発言をお願いいたします。

報告は以上でございます。

ここで、子ども未来局長の山本より皆様にご挨拶をさせていただきます。

○事務局（山本子ども未来局長）　皆さんおはようございます。札幌市子ども未来局長の山本でございます。

年度末大変ぎりぎりのお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から、各部会、ワーキングはじめまして様々な場面で、札幌市の子ども・子育て施策に対しまして多大なるご尽力をいただいておりますことに、まずもって、この場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、国におきましては、ご承知のとおり、昨年４月１日に「こども基本法」が施行されまして、同時に「こども家庭庁」が発足したところであります。

また、昨年１２月２２日には、「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定をされたところであります。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けまして、子ども施策全般の推進に関する基本方針の重要事項を定めているところであります。

また、こども未来戦略では、少子化対策の観点から、今後３年間で集中して取り組む施策などにつきまして取りまとめられております。児童手当の抜本的拡充など３．６兆円規

模に及ぶ政策強化を図るということでもあります。

札幌市におきましても、「安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまち」ということで、子ども・若者、子育て世帯のニーズを受け止めながら取り組んでいるところでもあります。

昨年、札幌市の中期施策計画でありますアクションプラン2023を策定いたしまして、この中でも、子ども・子育てというのは大きな柱の一つであります。その実現に向けまして、6年度取り組んで、来年度4月から取り組んでいくわけでありますけれども、その予算も、昨日、第1回定例市議会が閉会したところでもありますけれども、提案どおり予算案も認められたというところでありまして、力強く来月4月からまた取り組んでいくというところでもございます。

さて、本日は、令和6年度に向けまして、札幌市で設置しております若者支援施設、この検討に向けた部会の設置につきましてご審議をいただくほか、第4次さっぽろ子ども未来プラン、この改定に向けまして、現プランの総括、あるいは新プランの位置づけなどについてもご報告をさせていただきます。

何とぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、開催に当たりましての私からのご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（堀井庶務係長） それでは、ここからは藤原会長に議事の進行をお願いしたいと思います。藤原会長どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○藤原会長 改めまして、おはようございます。座って失礼いたします。

本日は本当に年度末の、23年度の残り少ない中で、朝からお集まりいただきありがとうございます。この後、議案、そして報告等について皆さんの忌憚のご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事の1点目、若者支援施設在り方検討部会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 皆様おはようございます。子どものくらし・若者支援担当課長の引地でございます。

議事第1号、若者支援施設在り方検討部会の設置につきまして、ご説明申し上げます。これより先、座ってご説明をさせていただきたいと思います。失礼いたします。

お手元のA4、1枚物の、右上に資料1とございます資料の方をご覧くださいと思います。

まず、部会の設置趣旨でございます。

札幌市では、若者の社会的な自立を総合的に支援することを目的として、若者支援総合センター1館、活動センター4館を設置しております。愛称の「Youth+（ユースプラ

ス)」の方がお分かりいただける方もいらっしゃるかもしれませんが、この施設の設置の根拠となる条例というのがございまして、この条例の上では、五つの施設を総称して「若者支援施設」としております。こちらの五つの施設、いずれも老朽化が進んでいる状況にございます。

現在の運営体制となりました平成22年以降、若者を取り巻く環境は変化をしており、今後、将来的な施設の在り方を考えるに当たりましては、これからの若者支援のニーズや課題、そして、その中で施設に求められる役割などを十分踏まえた上で検討を進めていく必要がございます。

この検討に当たりまして、行政だけではなく、若者支援に係る専門的な見地からもご意見、ご議論をいただきたいと考えておりますが、現在の子ども・子育て会議には所掌する部会がございませんので、新たに「若者支援施設在り方検討部会」の設置をお願いしたいというものでございます。

続きまして、部会の役割でございます。

大きく2点、札幌市が実施をいたします利用者アンケートなどの基礎調査の案に対してご意見をいただきたいこと、それから、その調査結果などに基きまして、今後の若者支援施設に求められる役割と必要となる機能等をご審議いただき、提言としておまとめいただくことを考えてございます。

続きまして、3点目、委員の構成についてです。

部会の委員は、金委員と、それから永浦委員をお願いをしたいと思います。

また、子ども・子育て会議条例では、第5条の規定で、特別の事項等を調査、審議するため、必要があるときは臨時委員を置くことができるとされております。今回、この規定を適用して、若者支援に知見を有する、あるいは現に若者支援施設を利用されているご覧の4名の方に臨時委員にご就任いただくこととしてございます。

4点目、想定スケジュールは、記載のとおりです。部会の設置期間は、米印になりますけれども、提言書を取りまとめていただくまでと考えております。

最後に5点目、決議方法です。

条例では、あらかじめ定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができるとされております。本件につきましても、専門的な事案を短い期間で集中的に審議し、提言としておまとめいただくことを想定しておりますことから、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とさせていただきたいと考えております。その上で、決議の状況につきましては、子ども・子育て会議にご報告させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤原会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対して、質問がございましたらお願いいたします。

○林委員　林と申します。

現在この5館が若者支援施設ということで存在するということで、この部会の設置の趣旨の一番重要なものが、施設の老朽化への対応ということなのかというふうに聞こえたのですけれども、それでいいのでしょうか。

それと、この若者支援施設で行われている支援内容は、若者サポートステーションとはどういう関係にあるのか。これと別に若者サポートステーションというのがあるような気がするのですが、その辺の私の理解が間違っていないのかどうかということ。両方あるのでしたら、どういう関係でこの2者が存在するのかということをご説明いただければと思います。すみません、私の不勉強で。よろしくお願いいたします。

○藤原会長 ご質問ありがとうございます。

それでは、2点についてご回答をお願いします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） ご質問ありがとうございました。

まず、2点のうちの1点目、この部会の一番重要なポイントと申しますか、施設の老朽化対策が重要ということなのかというご質問だったかと思うのですけれども、それもございますし、どのような施設の在り方が望ましいかということを考えていくときに、当然ハードだけではなくて、ソフトですね、これからの若者支援においてどのような課題、ニーズがあって、それに対してこの施設がどういう役割を果たしていくか、そのこととセットで考えていくと、このように考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、もう一点が、若者支援総合センターの方で実施をしております若者サポートステーションとの関係というご質問をいただきました。若者サポートステーションについては、国の方でやられている事業を、若者支援総合センターの指定管理者であるさっぽろ青少年女性活動協会が国から受託をして、あそこの場所でやっているという事業になっておりますので、そのサポステ事業と、それから若者支援総合センターの指定管理事業である若者への就労支援と一緒にやっていると、そういう関係になってございます。これでご回答になっておりますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。そうしますと、若者支援施設での支援内容も、就労支援を軸にするということなのでしょう。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） どういう事業を軸にしていくということについては、これから調査をして、部会の中でご審議いただく中で、方向性を考えていただくということになると考えております。

○林委員 そうしたら、現在は就労支援を軸に1館プラス4館が活動されているという理解でよろしかったでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 今、若者支援施設でやっている事業といたしましては、大きく3本柱を立ててやっております。一つは、今ご意見頂戴しました日常生活や社会生活に困難を抱えている若者の方、もっと分かりやすい言い方をさせていただきますならば、就学や就労に何らかの理由があって困難を抱えている方に、就学や

就労を後押しするということを一つ目の柱としてやってございます。あと残り二つの柱もございまして、二つ目が、若者同士の交流の促進ということをやっております。そして大きく三つ目は、社会参加を後押しするという事業もやっております、例えば、地域の町内会活動に若者の方も出て行っていただくですとか、そういったこともやっております。それとあと、つけ加えるならば、若者支援に関わる団体や機関の連携だったりネットワークづくり、こういうことが今、若者支援施設5館でやっている柱ということになってございます。

以上になります。

○藤原会長 林委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに質問ありましたらお願いいたします。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 斎藤です。

今のご質問にちょっとかぶるのですがけれども、私の理解では、この若者サポートステーションというのは、もともと勤労青少年というか、レッツという名前で昔は運営されていたと思いますけれども、言ってみれば労働政策なのですよ、これきっと。今回若者支援施設の在り方を検討するときには、労働政策といわゆるひきこもりの若者支援のような社会福祉的なものとを融合したものという大きな見方で理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） ご質問ありがとうございます。

今のご質問は、現在、主に五つある館のうちの、センターとなる若者支援総合センター2階で行われている労働支援のもの、それからひきこもりの方、そういったものを融合することを将来的にやっていく、そういう検討をしていこうとしているのかというご質問でよろしかったでしょうか。現状の検証も必要だと思いますし、今回ご議論をいただく五つの施設は、サテライト的に設置をしている若者活動センター、東西南北に総合センターのほかにもございますので、そちらの方では自立支援の相談以外に仲間づくりだったり社会参加の支援だったりにも力を入れておりますので、それらも含めて、なおかつ今回の検討は、中期的というよりは長期的なことを考えていきたいと思っておりますので、現在の課題もそうですし、それから、現時点で将来発生するであろうニーズというものも可能な限り見通しながら、全体としてどのようなニーズがあって、その中でこの施設がどのような役割、機能を果たしていくか、そういうことを考えていきたいということで現時点では考えておりますが、中身については、これからの部会のまず基礎調査をさせていただきまして、そして調査に基づいて皆さんとご議論をしてということになっております。

すみません。一旦以上とさせていただきます。

○藤原会長 斎藤委員、よろしいですか。

それでは、質問ほかにごございましたらお願いいたします。

では、あわせてご意見等も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 何度もすみません。委員の構成に特段疑義があるわけではありませんけれども、この臨時委員を追加できるということであれば、ぜひ、実際に若者支援施設で日々若者と接して支援をしているユースワーカーという専門職の方々がおられますので、ユースワーカーの方を1人、臨時の委員に加えるということを検討していただきたいと思います。

○藤原会長 では、これはご意見として。今の段階でご回答できる範囲があればお願いします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 今の段階でご回答できることを申し上げます。

それで、委員ではないのですが、現に若者支援施設の方に従事していただいている方が、外部というか、今現にやっけていただいているので、外部ではなくてオブザーバーという形で、若者支援総合センターの松田館長にこの議論に加わっていただくということを予定してございます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの意見を伺いたと思います、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

質問としては、現状この施設がどんな役割を果たしているのかということと、今後、そこにどんな機能を持たせた方がいいのかということ、まさにこの新たな検討部会で検討していただくということになろうかと思います。今までのご質問の中でも、もともとあった施設の、あるいはこの役割というのは非常に変化をしていますし、あるいは、労働政策的なところがあったとしても、働くことが困難な何らかのいろいろな事情を抱えている人たちにどんなふうに関わっていけばいいのかというようなことも具体的にどんどんやっけていただいていることだったと思いますが、それらを今、一度改めて、市としてここにどんな機能を持たせたいのかということを検討する部会を、まずは設置するということ、今日は協議していただいたというふうに認識しております。もちろん今のようないろいろな構成メンバーのこともありますし、ほかの国の事業としてやっけてるところとの関係性とか分担ということについては、まだこの時点でどんなふうなすみ分けをするかということは見えないところもございますけれども、そういうことはまさに検討部会の方で慎重に協議をしていただくということで、これらの質問等も含めて、原案に沿って事務局案のとおり、この後、審議を進めて、そして設置をしていただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、議事第1号については、そのように取扱いをさせていただきたいと思いま

す。

3. 報 告

○藤原会長 では、今日は議事は1点ですので、この後は報告になります。

報告の1点目は、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木企画係長） 子ども企画課企画係長の鈴木と申します。私の方から報告事項の1点目、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定について、ご説明させていただきたいと思います。

資料については、2-1、2-2について説明の方いたします。着席して説明させていただきます。

まず、2-1の方をご覧ください。

プランの改定の必要性についてになります。

第4次さっぽろ子ども未来プランは、計画期間を令和2年度からの5年間としており、令和6年度をもって満了となるため、次の計画である「（仮称）第5次さっぽろ子どもプラン」を策定する必要があります。

以降の説明につきまして、第4次さっぽろ子ども未来プランを「現計画」、（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランを「次期計画」と表現させていただきたいと思います。

次に、2番目、国の動きについてご説明いたします。

初めに、こども基本法についてです。

こども基本法は、全ての子どもが権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的として施行されました。

こども基本法では、子ども施策の基本理念といたしまして、子ども・若者の意見表明機会と社会参加機会の確保などが定められており、また、子ども施策の策定に当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるよう国や地方自治体に義務づけています。

また、国に対しましては、こども大綱の策定義務を、地方自治体に対しては、こども大綱の内容を勘案した自治体こども計画策定の努力義務を定めております。

続きまして、こども大綱についてご説明いたします。

こども大綱は、子ども施策を総合的に推進するために、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもので、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、一元化されております。

国、地方自治体に対し、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めていくことを求める内容となっております。

こども大綱では、全ての子ども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こ

どもまんなか社会」を目指す掲げています。ここから、こども大綱は「子ども・若者が権利の主体である」という子どもの権利の理念が根幹となっていることが分かります。

また、こども大綱では、子ども・若者の権利保障や組織横断的な官民連携の重視など、子ども施策に関する基本的な方針を定めています。

加えて、これらを実現するための重要事項をライフステージという視点に基づき、3部類にまとめております。

①といたしまして、ライフステージを通じた重要事項として資料に記載している項目に加えまして、多彩な遊びや体験、活躍できる機会づくり、子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供、そしてインクルージョンの推進という視点からの障がい児支援、医療的ケア児の支援、子ども・若者の自殺対策など七つの事項。

次に②、ライフステージ別の重要事項として三つの事項。

③、子育て当事者への支援に関する重要事項として四つの事項を定めています。

国の動きについての説明は以上となります。

続きまして、資料の2ページ目、現計画の概要について、図でお示ししておりますとおり、現計画は、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」としており、四つの基本的な視点に立って基本目標を定め、各施策を推進しております。

四つの基本目標のうち、基本目標1、子どもの権利を大切にする環境の充実は、いわゆる札幌市子どもの権利条に基づく、子どもの権利に関する推進計画と位置づけております。この計画は、子どもの権利条例に基づき、附属機関である札幌市子どもの権利委員会が中心となって計画づくりに当たっております。

現計画では、子どもの権利の尊重のもとで、子どもを社会の一員として尊重し、子どもの育ちや子育ての環境をより一層充実させていくという考え方に基づき、計画の体系を定めております。そのため、現計画と先に説明したこども大綱とを照らし合わせると、「子どもの権利」というものを全体の通底理念としている点や、現計画の図、基本的な視点③にある切れ目のない支援を行うという視点、現計画の図の基本的な視点④にある横断組織的な連携により社会全体で子ども・子育て世帯を支えるという視点などが共通していることから、現計画は、「こども大綱」の考え方を先んじて形にした計画と考えております。次期計画においても、「子どもの権利」を主軸に、「こども大綱」の内容を踏まえながら体系の組み立てを行ってまいります。

続きまして、資料3ページ、4、現計画の総括についてです。

なお、現計画は、先にもお伝えしましたとおり、令和6年度までの計画となっており、まだ計画期間中でありますため、今年度第1回の本会議で皆様にご確認いただいた内容を基にご説明したいと思っております。

現計画の各基本目標の成果指標の達成状況を確認いたしまして、次期計画に向けた取組について検討を行ってまいります。

まず、基本目標の１、子どもの権利を大切にする環境の充実について、「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」の成果指標に関するグラフをご覧ください。令和４年度を見ると、青で示した小学生９４．１％、赤で示した中学生８９．４％、これらについてはおおむね目標値に近い数値であり、黄色で示した高校生９４．１％は目標値を達成しています。

今後も目標値の達成に向け、子どもが安心して生活することができるよう、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援につなげる施策を一層進めていく必要があると考えております。

続きまして、基本目標の２です。安心して子どもを生み育てられる環境の充実について、この目標の成果指標の中で、「希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合」、下のグラフにて緑で示しておりますとおり、目標値を達成しております。

については、今後も多様化する保育ニーズに対応できる環境を整えてまいります。

また、黄色で示した「『父親と母親がともに子育ての担い手である』と答えた保護者の割合」について、目標値６０％のところ、令和４年度は４６．３％となっており、目標値とは乖離がございます。

これは、男性の育児参加への意識の高まりに対して、男性の育児休暇取得率が伸びていないなどの要因が考えられ、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいく必要があると認識しております。

次に、資料４ページ、基本目標３、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実について、左上のグラフ、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合」の成果指標について、令和４年度を見ますと、小学生は目標値７８％のところ６９．６％、中学生は目標値７２％のところ６２．７％、高校生は目標値６７％のところ６６．３％であり、目標値に満たない状況です。

また、右上のグラフ、「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」の成果指標について、令和４年度を見ますと、目標値６０％のところ３６．７％となっており、目標値との乖離が大きくなっています。

今後も目標値の達成に向け、子どもや若者が挑戦する機会、体験機会、粘り強く取り組む機会の保障に努めてまいります。

続いて、基本目標の４、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実について、下のグラフ、「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親の割合」をご覧ください。本指標は、目標値１５％を下回ると目標達成となる指標であります。令和４年度は９．４％となっており、目標値を達成しています。

これについて、本指標に関連する個別施策における活動指標の方も達成されているものがある一方で、目標に達さないものもありますので、引き続き支援の充実を図っていく必要があると考えております。

最後に、資料５ページ、現計画全体の成果指標についてです。青でお示ししております

「自分のことが好きだと思う子どもの割合」を見ますと、令和４年度は目標値８０％のところ６７．２％となっており、平成３０年度からほぼ横ばいとなっております。

この目標値の達成に向け、子どもの自己肯定感を高めるための各種取組や、子どもが安心して学び、暮らせる環境づくりなど行っていく必要があると認識しております。

また、「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」について、黄色のグラフを見ますと、令和４年度は目標８０％のところ３６．８％となっており、目標値との大きな乖離が見られます。

本指標には様々な要因が複雑に関連しているものと考えられます。各基本目標で考察してきたとおり、市民ニーズに対応できている分野がある一方で、支援策の充実が求められている分野もありますため、今後も幅広い施策を検討していく必要があると認識しております。

続きまして、資料６ページになります。こども基本法等を踏まえた計画の位置づけ及び計画期間についてご説明いたします。

現計画及び次期計画の位置づけについて、中ほどのイメージ図の方をご覧ください。現計画の位置づけをグレーの枠で示しております。現計画の第５章に当たる「市町村子ども・子育て支援事業計画」、現計画の第４章、基本目標１に当たる「子どもの権利に関する推進計画」、第４章、基本目標２から４に当たる「市町村行動計画」を合わせた計画であり、ほかの計画も同様に第４章、基本目標２から４に含めて一体のものとして策定しています。

次に、次期計画の位置づけを青色の枠で示しており、新たにこども基本法に基づく「市町村子ども計画」として位置づけることとするため、「こども大綱」の内容を勘案して策定いたします。そのため、本市の次期計画においても、子どもに関する計画を束ね、一体的に子ども施策を推進するため、児童福祉部会の方でも既に頭出しをさせていただきましたが、「札幌市子どもの貧困対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を新たに統合するものとします。

これにより、子どもの貧困対策、ひとり親家庭等に対する支援を含め、本市における子ども・子育て施策を子どもの権利を通底する理念として、一体的、総合的に推進することができると考えております。

また、市の総合計画であります札幌市まちづくり戦略ビジョンの方向性を踏まえ、子ども施策分野の個別計画と位置づけ、関連する本市の個別計画との整合性を図りながら策定していきます。

なお、計画期間についてですが、社会情勢の変化、子ども・子育て支援法にて５年を１期とする事業計画を定めるものとされているため、次期計画におきましても５年間、２０２５年度から２０２９年度までを計画期間といたします。

続きまして、資料の７ページ、６、改定に向けた「札幌市就学前児童を対象としたニーズ調査」の実施についてご説明いたします。

現計画の改定に当たり、子ども・子育て支援法で位置づけられた事業量の目標設定に必要な項目の現状や、市民の子育てに関する生活実態などを把握するためにアンケート調査を実施いたしました。

このアンケート調査は、昨年の１２月から今年１月にかけて行っておりまして、約５，４００件の回答がございました。回答結果の速報値につきまして、後ほど資料の２－２でご説明いたします。

また、このアンケート調査に加えまして、子育て中の保護者や子育て支援者から直接子育てに関わるご意見をお聞きするグループヒアリングを今年の２月に３回実施しております。結果につきましては、現在まとめているところでございますので、次回のこちらの会議にて結果をお知らせしたいと考えております。

最後に、７番目、改定の想定スケジュールについてです。

次期計画は、その内容を総合的に検討していくために、「子どもの貧困対策計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」との統合方法及び内容、また、子ども・子育て支援法に基づく事業計画など一体的に子ども施策を推進する計画とするため、全ての審議を子ども・子育て会議の本会議で行います。

なお、子どもの権利に関する推進計画の該当部分に関しましては、子どもの権利条例に基づき、主に子どもの権利委員会において審議した上で、最終的には一体的なプランとして策定していきたいと考えております。

現時点での想定スケジュールですが、令和６年度は合計４回の子ども・子育て会議の開催を予定しております。ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、こちらの会議にてご審議の方よろしくお願いいたします。

資料２－１の説明は以上となります。

引き続き、資料２－２の方も説明したいと思います。

現計画改定に向けた「札幌市就学前児童を対象としたニーズ調査」の速報値についてです。こちらは、平成３０年度調査と令和５年度調査の結果の比較をもとに考察をお伝えいたします。

１番目の説明は割愛しまして、２番目「子育て世帯の概要」のところから参ります。円グラフの方をご覧ください。こちらは、母親の就労状況になります。左の図１が平成３０年度調査、右の図２の方が令和５年度調査になります。各グラフの赤い線で囲った部分が働いている母親の割合であり、平成３０年度は５７％だったのに対しまして、令和５年度は７１％となっており、働いている母親の割合が増えていることが分かります。

特に、グラフの赤枠内の青とオレンジを足したフルタイムの方の割合が、平成３０年度３５％から令和５年度は４９％と多くなっており、長時間働きながら子育てをする母親が増加していることが推察されます。

また、左下の図３、主な子育ての実施者を見ると、赤枠で囲った「父母ともに」と答えた割合が、平成３０年度の４７．６％から令和５年度は５２．６％と増加傾向にあります。

す。

また、右下、図4の育児休業取得状況を見ると、赤枠で囲った父親の取得状況につきまして、平成30年度の4.1%が令和5年度は17.4%と増加しております。

この二つのグラフから、両親で育児を分担する家庭が増加傾向にあることが推察されます。

続いて、次のページに参りまして、3、子育てへの悩みについて、こちらは図5、子育てをして感じる悩みをご覧ください。令和5年度調査の結果を棒グラフのオレンジで示しており、令和5年度調査の割合が多い順番に並べています。

悩みの1から3位は、赤枠で囲っております。子どもの成長や教育に関すること。次に緑枠で囲っているのが、4位と5位になりますが、子育て当事者の負担感が上げられております。6位は青枠内になります。経済的な負担感が上げられております。

平成30年度の結果と比較いたしますと、数値の増減はありますが、子育てをしていて感じる悩みの傾向は大きくは変わっていないことが分かります。

また、これらの子育ての悩みに関する相談先について、下の図6にまとめてあります。相談先の割合の傾向は平成30年度の結果と大きな違いはなく、配偶者や親族、友人などの近い人に相談する方が多い一方、「気軽に相談できる先がない」と答える方の割合が1.7%となっており、悩みの相談先がない方が少なからずいる現状が見受けられます。最後に4番目、子育て支援策や子育て環境について、図7の折れ線グラフ、子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合についてご覧ください。こちらは、現計画の成果指標の一つであり、令和4年度まで低下傾向でしたが、令和5年度調査では54.8%と増加しています。

この要因を考察するに当たり、下の図の8、子育て支援策や子育て環境について「ある程度充実している」と答えた方の割合をご覧ください。赤枠内の「子どもが医療機関にかかる費用の負担軽減」や「認可保育園等にかかる費用の負担軽減」について、平成30年度と比較すると「充実している」と答えた方の割合が増加しています。ここから、こうした費用の負担軽減が「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」の上昇に寄与している可能性があると考えております。

資料の説明は以上となります。

今後、札幌市の子ども・子育ての現状をもとに、こども大綱の内容を勘案して、次期計画の柱となる施策体系案について検討してまいります。そのため、委員の皆様におかれましては、札幌市の子ども・子育ての現状について、課題と考えられることや日々感じられていることがありましたら、本日ご意見として頂戴できればと思います。

私からの説明は以上となります。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

それでは、ちょっと資料も多うございますので、ただいまの説明と、そしてその資料の内容について、最初に2-1に対してご質問がございましたらお願いいたします。

資料の２－１、ご説明と資料内容についてご質問等はございませんでしょうか。

お願いいたします。加藤委員。

○加藤（弘）委員 北海道大学の加藤です。質問が二つあります。

一つは、３ページ目のところの、基本目標１ですね。子どもの権利を大切にする環境の充実というところで、その成果指標として、いじめなどの不安とか、悩みを身近な人に相談する子どもの割合となっているのですけれども、なぜ、子どもの権利が大事にされているということが相談する者の割合と結びつくのかというのが、ちょっと論理的な関係がよく分からなくて。むしろ相談したことを大切に聞いてもらえとか、相談したことで大人が動いてくれるということになれば、それは意味があるとは思いますが、相談したけれども何も対応してもらえなかったとなれば、権利が侵害されているということになると思うので、この成果指標と目標としているところがどういう関係にあるのかというのを一つ教えてください。

あともう一つは、４ページ目のところですが、社会の一員として役割を担っていると感じる若者の割合というのは、やっぱり著しく下がっていると思うのですが、分析の内容とすると、コロナが影響しているところがあるのですが、コロナが終わった後も回復していないわけですから、やっぱりコロナのときの何が影響していたか。例えば、コロナの間で行動制限がいろいろ起きたということ書かれているのですが、結果的に、大学もそうですけれども、結局学生とか子どもの意見をほとんど聞かないままトップダウンでやっていったと思うのです。結局どうすればよかったのかみたいな議論を振り返ってやっていないということが問題ではないかなと思うので、単純にコロナのせいだけにするのではなくて、コロナのときに何をすればよかったのかというところまで含めて分析する必要があるのではないかなと思ったのですが、これについて何かご意見があれば教えていただきたいなと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、１点目からよろしいでしょうか。これを指標にしたというところと、今、加藤委員のご指摘のとおり、身近な人に不安や悩みを相談したかどうかということと、それが子どもの人権を大切にしているということの一致が、どんな根拠からここを結びつけたかというご質問だったと思います。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の山縣と申します。

ご質問の１問目の子どもの権利を大切にする環境というところと、身近な人に相談するというところの相関関係というお話だったと思いますが、子どもの権利を大切にするということは、誰が大切にしていくかということ、やはり社会全体で子どもの権利を守っていかなければいけない。特に大人がですね、子どもたちの権利を守っていかなければいけないというふうに考えております。

その中で、一つ、相談する相手がいるかどうかというのは、子どもたちを見守っている周りの社会環境だったり、大人がいるのかというところで非常に大事なものだと考えてい

て、そういったことで、もちろん相談して、それが解決にならないと子どもの権利が本当に守られているということにはならないのですけれども、そういった子どもたちをいかに見ている周りの大人たちがいるか、そういったところが権利が大切にされているかどうかを考える上で重要なものだと考えて、指標とさせていただいております。

以上になります。

○藤原会長 これ、設計した段階でいろいろな意見とかもあったのかもしれないです。現時点で今回これを基本目標1として出してきたということに対して、今ご説明をさせていただいたというところだというふうに思います。

あわせまして、4ページの方の基本目標3ですね。社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合ということと、コロナ前とコロナ後というようなところでの説明についてのご質問だったと思います。ご質問とご意見も含まれていたかと思いますが。

○事務局（佐藤子ども育成部長） ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、要は分析が足りないということになるのだと思うのですね。我々自身も、そのところからどうしてこれぐらい落ちていつているのかというところの踏み込みが実は足りないのと、それに対する材料を今現在持ち合わせていないという状況になっています。それで一旦ひっくるめていうと、コロナという影響もあったのではないかと、ところまでは行けるのだけれども、そこでどれがこういうことでこうなっているのか、そこを改善すると恐らく上がるのではないかと、次の未来に向けての取組をする上では、先生おっしゃるとおりの分析が必要だと思っていますので、そこは、今日はご意見いただいたというふうに受け止めさせていただきます。

○藤原会長 加藤委員、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、もう一度、この資料2-1に対する質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

川内委員、お願いします。

○川内委員 川内です。よろしくお願いいたします。

4、現計画の総括のところの、基本目標1の考察のところに書いてあることなのですが、子どもが安心して生活することができるよう、以下書いてある内容なのですが、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、また、不登校やその心配のある子どもという文脈に関してなののですが、こういったスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーというのは、現状、今、小中の子どもを私も持っているのですが、学校からお便りをいただいたりする頻度というのは、一定頻度はあるのですが、子どもにとって、親にとって、相談先として常に常駐していない方に相談しようというふうにはなかなかかなりづらいというところがあると思います。

私が個人的にスタンフォードオンラインハイスクールの校長先生、日本の方なのですが、その方とお話をしたときにも、いろいろな問題を持ち合わせている親子さんの相談相手として、こういったスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーというのが常駐してい

ないというのは、日本の現状の課題ではないかというふうにお聞きしました。そこの学校の連携というところも、あるところもあれば、ないところもあるというふうにお聞きしています。なので、活用というふうに一言で言っても、実態というものが今どういったふうになっているのかなというのを知りたいというところが一つです。

あと不登校、そのほか心配のある子ども、こちらはいろいろなお話を現状聞く中で、いろいろな背景があってここに至っている子どもがいるのですが、行政の方として、どの程度実態の把握ができているのかというところがまずないと、政策にはなかなか結びつかないのではないかと考えています。実際、今文科省でも、不登校の実態、いじめの実態というのが、教員と生徒の間で乖離があるというふうな報道もあると思うのですけれども、実際子どもたちがどうしてこうなっているかというのは、本当にただのいじめとかそういうものではなく、精神的な疾患であったり、神経発達症のことであったり、鬱であったり、子どもでも結構鬱というのはすごく見られているという現状があると思うので、その辺も把握した上での政策が必要かと思いますが、どの辺までそういったところに踏み込んだ政策になっているのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

あとは、基本目標2のところなのですが、こちら先ほど加藤先生からもあったように、この割合というところで評価するというのは、今まで保育施設を充実させてきたというのは実態として評価されるものと思うのですけれども、これから先のフェーズというところでは、割合というところで評価するのはもう難しいのではないかと、質の問題を考えていかなければいけないのかなと思いますが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

あとは、男性の育児参加の点について、父親の子育てに関する意識改革というふうにあるのですけれども、恐らく世の中の女性的に、お父様たちも育休を取った方がいいのだらうなという方、実際、ほかの結果でも出ていましたが、取得しているお父様たちも増えてはきている。一方で、ただそれが1日でも取得したということになっているというような現状もあるということ。あと取っても、逆にお母さんの負担になっているという現状などもあるというふうに聞いています。

こういった現状と、あと実際取りやすいかといったときに、会社で働いていて、競争社会の中で、お父様たちがそれ取得、望んでできる社会になっているかというところを考えると、お父様たちだけではなくて、会社・企業の組織のマネジメントとか、復帰が確約されているとか、そういった会社・企業への働きかけというの必要なのではないかとと思うのですが、その辺、何か政策の中に盛り込まれるところはあるのかなというふうにお聞きしたいと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。一部、資料2-2にも育児休業のあたりが入っているかなと思いますので、まず先に、資料2-1に対してのご意見もあったかと思いますが、質問に対して可能な限り、事務局の方からご対応いただきたいと思います。

○事務局（太田教育相談担当課長） 札幌市教育委員会教育相談担当課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

1 番目の基本目標 1 に関するご質問ですけれども、まず、子どもの困りの状況ですとか、行政としての実態の把握ということでありましたけれども、基本的には、教育委員会としては、学校との連携、それから保護者からの相談も承る窓口もありますので、それから子どもの困り、保護者の困りについては把握をするという形になっておりまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用で今委員からもありましたけれども、なかなか常駐できていないという部分は現実ありますので、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置につきましても、拡充していくということで今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

次はよろしいですか。

○事務局（西山保育推進課長） 保育推進課長の西山です。ご質問ありがとうございます。

基本目標 2 についての、特に指標に質を今後は考えていってはどうかというご質問だったかと思います。

札幌市では、これまで保育の供給量確保の取組を進めてきた結果、全市においては、おおむね供給量が充足する状況になっていることから、この基本目標 2 にある、希望に応じた保育サービスを利用できた人の割合において、目標値である 80% を超える数字を達成できてきたものであると考えているところでございます。

ただし、委員のおっしゃられるように、今後も引き続き保育の供給量確保や、また保育人材の確保にも取組ながら、今後は量だけではなく、質についてもどのように指標も含めて取り入れていくかということを考えていきながら、多様な保育ニーズに対応できる環境についてしっかりと整えていくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○事務局（鈴木企画係長） 私の方から、男性の育休の取得のところに関してのご質問についてあった部分について回答させていただきたいと思います。

札幌市の方で、仕事と子育て両立というのを、環境づくりを進めることを目的に、「ワーク・ライフ・バランス plus」の企業認証制度というのがまずございまして、その中で、企業向けの育児休業等の取得の助成金というのもやっております。国の方でも、より取得させるように制度の方の改正も大きく進んでいるところになりまして、国の動きを見ながら、こちらの育児休業取得助成金の内容のメニューの方も考えて、時代に合わせて改定していくことをこれまででもやってきておりまして、今後もそれについては引き続きやっていきたいと考えております。

男性の育休を取得された方が発生した企業の方に助成金をお渡しするものになりました

て、それだけではなく、育児休業の代替要員を雇用した場合についても助成が受けられるような制度の方もご用意して対応しているところになりますので、こちらについて引き続き実施していきたいというふうに考えております。

私から以上になります。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、質問に関しては、川内委員の方よろしいですか。ありがとうございます。

先に挙手されていた金委員、どうぞお願いします。

○金委員 金と申します。

資料2-2なのですけれども、先ほどの説明のあったように、基本的にデータの分析あるいは実態の把握について、若干私は意見が違うところがあって、ちょっと話したいと思いました。

先ほど、働きながら子育てをする母親が増加をして、それで父親と母親が育児を分担する家庭が増加傾向であるということに関して、少しいろいろ話があると思うのですが、それをただ意識の改革とか、あるいはワーク・ライフ・バランスの進行によってこのようなデータになったのかということに関しては、データでは分からないと思うのですね。なぜかという、基本的には、少子化によって女性の社会進出が増えたということで、データでは女性の仕事が増えた、そういうことによって、仕方なく育児というものを共にしなければならないのかという、そういうことが一つうかがえるかなとは思っているのです。

ということで、基本的には、これをポジティブに捉えるということ、もちろんいいのですけれども、これをデータに基づいて考えると、仕方なくこのようになったかなという、そういう議論もできるかなとは思っているのです。

それと次のページも、子育てをしている悩みの傾向というもの大きく変わらないということは、もちろん間違いないと思うのですが、一番トップにある子どものこととかを見ると、やっぱり中身は質の変化はあったと思うのです。ちょっと増えたということがあられるわけです。発達、発育とか、子どもの食事とか栄養、こういったものを、なぜこのような結果になったのかということ、少し社会全体、構造的な観点で考える必要があると。

例えば、相関関係でいうと、母親が当然社会進出するということによって、子どもに食事をうまく提供ができないということとか、あるいは、そのことによって面倒を見ることができないから、知育とか、あるいは、そういったこと通わされるということもあって、このような結果になったのか。よりデータの結果、実態を把握したということは、結局このようなデータで社会的な診断というものを考えた上で、処方箋みたいなものを確実に出さなければならないということなので、少しこのデータがなぜ起きたのかということの分析のことがより重要なかなと思って、一つコメントでありました。

以上です。

○藤原会長 今のはご意見が、資料2-2の方の父母ともに子育てを実施しているという人の割合が高くなったということ、ポジティブに捉えるだけではない要因があるのでは

ないかというご意見と、そして、次の子育てへの悩みは、この間の経年変化が平成30年と令和5年ではあまりないというような見解だけではなくて、その中身について、もうちょっと質的な変化があったかもしれないということに言及するべきではないかというようなご意見だと思いますが、これに対して事務局から何かコメントはありますか。

○事務局（鈴木企画係長） いただいたご意見、育児を共育てのところで仕方なくという部分ですね、今回速報値になりますので、今後分析をしていく中で、確認していければなというふうに考えております。

もう一点につきましても、傾向は変わらないが質の変化の部分ですね。母親の社会進出することで、食事の面倒や教育のことなど考えなければいけなくなったという部分についても、いただいたご意見踏まえて、分析できる部分について分析してまいりたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

○藤原会長 ここ、まだ速報値ということですので、今後詳細なデータが出たときに、細かい分析を追加していただきたいと思います。

金委員、よろしいですか。

では、さっき挙手をされていました永浦委員ですね。お願いします。

○永浦委員 失礼いたします。北海道教育大学の永浦と申します。

資料またがるのですけれども、今、金先生がご指摘されたところとかぶってるところなのですけれども、2-2の2の子育て世代の現状のところ、今話題に上がったように、主な子育て実施者は「父母ともに」になっていたり、父親が令和5年で育休を取得したという割合が上がっていることと、2-1の基本目標2の②の「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合の黄色いグラフがそんなに変わってきていないところと、ここはギャップがあるのかなと。実態と思いにとこのを一つ感じたというところです。

意見というか、ちょっとお願いみたいなのところになってしまうのですけれども、この中で対策として、父親の子育てに関する意識改革とか啓発というところ、上げられているのですけれども、さっき川内委員おっしゃったように、取って休んでも役に立たない父親がいるとか、いろいろそういうところもあって。というのは、今の子育て世代の父親というのは、父親が育児をするロールモデル、役割モデルがない。家長制の中で育ってきているので、やりたいのだけれども何していいか分からないとかうまくできないとか、参加できないというよりも困難感を抱えていたりというのを、実際に私も学校のカウンセリングとかそういうところをしている中で感じているところです。

なので、参加しましょうという改革、啓発にプラスして、父親ならではの悩みだったりとか、そういうスキルアップみたいなのところというのを、子育ての支援の領域で取り組んでいただけるともっともっと参加しやすくなるのかなと思ったという次第で、ご意見させていただきました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

これはご意見ということですが、何か事務局ありますか。

○事務局（佐藤子育て支援推進担当課長） 子育て支援推進担当課長、佐藤でございます。貴重なご意見ありがとうございます。

現在、父親の子育て促進事業ということで、様々な講座等を実施してございます。その中で、今持っているスキルを生かしてお子さんに関わっていただくというほかに、父親同士の交流も含めた時間なども設けまして、お互いの家庭での様子などを話していただきながら参考にさせていただくというような時間を設けた講座なども実施しております。

引き続き、スキルを上げていただくということだけではなくて、今ご意見いただきましたロールモデルの方にも参加していただくような企画ですとかを考えてまいりたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

○藤原会長 よろしいですか。

○永浦委員 ありがとうございます。私は札幌市民ではないので、そういうのがないので、どんどん発信してくれたらすごく広がるなと思いました。ありがとうございます。

○藤原会長 では、北川委員、どうぞ。

○北川委員 北川です。いろいろな施策のために、札幌市全体で努力してくださることを日々感じております。ありがとうございます。

感想、意見、質問なのですが、まず、いじめのところで、ここにも書かれていますけれども、やっぱり学校でいじめられたりしていて、なかなか相談できない場合など、おうちにも相談できないというときに、やっぱり第三の居場所というか、ここにも居場所へのアウトリーチと書かれていますけれども、これからやっぱりこの居場所の役割という第三の場所というところの充実が、子どもが先生にも、先生が一生懸命やってくださっていると思うのですけれども、学校で話せない、おうちでも話せないというときに、こういう居場所がとても大事になると思うのですが、この辺、札幌市がどんなふうにお考えになっているのかということと、あと、4ページ目の難しいことでも失敗を恐れないで挑戦するという、この質問なのですが、国の就学前の子どもたちの育ちに関わる指針の中にも、挑戦する前に安心が必要だというこの辺が、自分のことが好きだと思う子どもの割合も横ばいだということも含めて、安心感というところで分析してみたらいいかなと思ったのと、そのためにはやっぱり子育て支援、親御さんたちの子育て支援が、先ほど先生方たくさんおっしゃっていましたが、非常に必要だというふうに思います。それはもう札幌市だけではなくて、民間の幼稚園、保育園や私たちのようなところと一緒にやっていかなければいけないと思うのですが、札幌市としては、こども家庭センターが国としては示していると思うのです。その中でサポートプランをつくったり、親御さんを支えていくという方向かと思うのですけれども、今後の子育てを支えるこ

ども家庭センターについてどんなふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、1点目のいじめ相談等のアウトリーチの場所づくりということに対してから、ご回答いいですか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 子どものくらし・若者支援担当課長の引地でございます。私から、第三の居場所、子どもの居場所づくりに対する札幌市の考え方についてお話しさせていただきたいと思います。

委員のご指摘、ご意見のとおり、家庭が第一の居場所、学校が第二の居場所、そして、それ以外の放課後を過ごしていただく第三の居場所というものを、札幌市としてもこれからますます必要になってくるというふうに考えておりまして、従来は札幌市の場合、児童会館が最たるもので、札幌市としてもやってまいりましたけれども、札幌市だけではなくて、今地域の多くの団体の方が、子ども食堂だったり、それから学習支援だったり、居場所をつくる取組を進めていただいております。

今までも子ども食堂に対する支援というものはやってきたのですが、令和6年度から、食事の提供を行わない体験型だったり学習支援だったり、そういうような居場所に対する支援を拡大していきたいというふうに考えておりまして、これから子どもの居場所に対する支援を充実させてまいりたいと、このように考えているところでございます。

この件については、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、次のご質問で、子どもが難しいことでも失敗を恐れないで挑戦しているというところのまず前提になる安全とか安心とか親支援について、ご意見だったと思いますが、何かコメントがあればお願いします。

○事務局（山形地域連携課長） 児童相談所地域連携課長の山形でございます。

こども家庭センターの札幌市の取組ということでご質問いただいたかと思うのですが、令和6年の改正児童福祉法を踏まえて、札幌市ではこの4月から、10区の今ある保健センター、区役所にあるのですが、こちらにこども家庭センターの機能を位置づけるというふうに進めております。

ポイントとしては、先生からもあった、二つあるのですが、一つがサポートプランということで、こちらのセンター、母子保健と児童福祉、こちらは切れ目なく支援していくということで、サポートプランというものを新たに、新規ケースから中心にやっていきたいというふうに思っています。サポートプランを始めると。

もう一つが、母子保健と児童福祉、ここを切れ目なくということで、その間をしっかりとコーディネートする統括支援員というのを設けています。こちらについては、困難を抱えている対象者が多い、特定妊婦だとかが多い中央区、北区、東区、大規模区なのです。

が、こちらについては、新たに係長職を配置しまして、人員を手厚くするということとサポートプランをしっかりとやっていくということで、早期支援ということですね。私、児童相談所なのですけれども、事態が深刻化する前にちゃんと地域の連携を深めながら、早期からしっかり母子、親子を支援していくという取組を4月からやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、北川委員、オーケーをいただきました。

大分予定の時間にはなりつつあるのですが、もしご意見、ご質問ありましたら、全体通してお一人ぐらい。

お願いします。斎藤委員ですね。

○斎藤委員 子どもが安心して生活できるということ、非常に重要な課題だと思いますが、実は、私が見ている範囲では、いわゆるいじめという行為というのは、少しも減ってなくて、むしろ増えているような肌感覚を持っています。ご案内のとおり、2011年に滋賀県で中学生がいじめを理由に自殺をしたということを契機に、いじめ防止対策推進法が成立したわけですが、施行から10年たって、公立の小中学校でこのいじめという事態が減っているのかというと、少しも減っていないと思うのです。特に、最近私が心配しているのは、通常級の中にいる障がい疑われるお子さんに対するいじめが非常に陰湿で激しいものになっているような気がします、そのあたりの対策というもの、あるいは、その対策を立てる上で、札幌市において、このいじめ防止対策推進法がどれぐらい教育現場に浸透しているかというようなデータなんかはあるのでしょうか。

○藤原会長 では、ご質問として承り、事務局の方で回答できますでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 大変申し訳ございません。本日、教育委員会の方でいじめの方を総括している職員があいにく出席がかないませんでしたので、ご意見については、私どもの方から伝えさせていただくということにさせていただきますと思います。申し訳ございません。

○藤原会長 今日のデータのところでは、いじめがあったら相談する人がいるかどうかというような質問のデータはあるのですが、今、斎藤委員のご指摘としては、そもそもいじめそのものが減っていないということを実践的に捉えられていて、特に学校の中の通常学級の中にいて、障がいをお持ちかもしれない子どもさんに対する陰湿ないじめとかが顕在化しているのではないかというご指摘だったと思いますので、今日いらっしゃっているメンバーの方で、これに対するデータとかお持ちの方は今日ご出席されていないということです、また改めてご回答をいただき、また、そのことをこのメンバーでも共有できる機会を持ちたいと思います。ありがとうございました。

それでは、まだあと何点か残っているので、一旦ここで、ただいまの質疑応答については終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

3. 報 告

○藤原会長 ここからは、各部会の決議状況についてなのですが、報告事項になります。

条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、まず、認可・確認部会について、事務局からお願いします。

○事務局（鈴木企画係長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況について、私の方からご説明いたします。座って説明させていただきます。

令和5年9月に開催しました前回会議以降の決議状況について、お配りした資料3から5について一括してご説明してよろしいでしょうか。

まず、資料3の認可・確認部会の決議状況でございます。

令和5年度第1回の部会を令和5年10月3日に開催しております。審査の基準の改定についてなどについてご審議いただき、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の共通審査基準の改定、保育所整備の個別審査基準（増改築等）の改定の承認などについて決議をいただいております。

続いて、第2回の部会を今月開催しております、保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正などについてご審議いただいております。保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正の承認などについて決議をいただいております。

続きまして、資料4、児童福祉部会の決議状況でございます。

令和5年度第2回の部会を令和5年10月に開催しております。第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）などについてご審議いただいております、決議状況に記載のとおり意見をいただいております。

なお、里親の認定につきましては、個人情報を含みますため非公開としております。

続いて、令和5年度第3回の部会を今年1月に開催しております、子ども虐待防止に係る人材育成の取組等についてなど、記載している内容についてご審議いただき、決議状況に記載のとおり意見をいただいております。

このほか、ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループにつきましては、12月15日に実施しております、同計画の一部改定についてご審議をいただきました。

最後に資料5、いじめ問題再調査部会の決議状況でございます。

いじめ重大事態に係る個別事案の審議内容についての保護者説明会を令和5年4月に開催しております、再調査の必要性の検討結果について保護者に説明を行っております。

なお、こちらについては、部会における決議とは異なりますが、部会での審議結果を踏まえた説明会であることから、このたびご報告させていただきました。

各部会の決議状況について、以上でございます。

○藤原会長 ただいま、続けて三つの部会について、決議状況についての報告がございました。この点についてご質問、あるいはご意見ありましたらお願いいたします。

どうぞ、お願いいたします。

○馬場委員 馬場でございます。資料5のいじめ問題再調査部会の委員でございます。

先ほどご報告がありましたように、保護者への説明をしておりますけれども、この再発防止策について、いろいろ検討いたしまして、何を議論したかといいますと、いじめに対する組織的対応ですね、これが一番従来から指摘されているように大切であると。法律では、学校でいじめ対策組織をつくらなければならないとなっております。その中に、第三者の委員として、例えば、外部委員ですけれども、スクールカウンセラーさんの検討をするということがガイドライン等々に記載されております。

そこで先ほど、川内委員の方からスクールカウンセラーさんのご質問がありましたけれども、ご回答では「常駐できていない」というお話でした。常駐できていないというのは、札幌市立の全体の小中学校からすると、何校あって、スクールカウンセラーさんは今何人おられるのか。これは少しずつ増えているのか。その辺、常駐の目標は達成できるのかできないのか。その辺は、いじめの問題が起きたときには、スクールカウンセラーさんがすぐ対応できていないという現状がありますので、先ほどの常駐できていないというご回答に対して、さらにご質問を今のような観点からさせていただきたいと思います。

それから2番目に、いろいろいじめの問題が出てきたときに、一番痛感いたしますのは、教員の方がいじめに対する十分な理解をされていないということがあります。教員の方の理解が足りていないのは、教育委員会からの研修が十分ではないのではないかということにあると思います。

この点も従来から指摘されているところですが、皆さんご案内のように、令和5年の12月に札幌市重大事態調査報告書というのが、かなりマスキングされたものが公表されました。事案についてのマスキングについては、報道等でいろいろ議論がされてはいますが、私は調査を何件もやっておりますけれども、すごく大事だと思っていますのは、そこで再発防止策として、研修を充実させなさいということが極めて具体的に書かれています。教育委員会さんからのご回答は、「いつも研修はしっかりとやっております」というご回答をいただいております。しかし、なぜ、それではこんなふうにいじめが見逃されるのか。組織的対応がきちんとなされないのか。これは研修がきちんとなされているのかを事後的な検証をしていないからではないかということ、この再発防止策の中で、委員会の委員長さんがかなり厳しくご指摘されているところでもあります。

意見と質問が二つ重なりましたが、そのようなところですね。今日、教育委員会のご担当の方、お見えになっていないと思いますけれども、スクールカウンセラーさんについては、数値目標等がありましたらご回答いただければと思います。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、ご質問3点ありましたけれども、事務局の方で回答をお願いしますでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 先ほどのようなご回答と同じご回答になってしまうのですけれども、今、責任を持ってご回答できるものがないものですから、ご質問、ご意見につきましては、今日のところは一旦承らせていただいて、お伝えをした上で、何らか、ちょっとご回答できるかどうかは今私からははっきり申し上げられないのですけれども、一旦お伝えをさせていただきたいということでお答えとさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○藤原会長 これは、この質問三つ併せて、現時点でスクールカウンセラーの配置状況とか、あるいは、教育委員会の研修の後に検証しているかどうか、それはどうやっているのかとか、そういうことに関して、おおむね今日はご回答が困難であるということによろしいでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 間違いなく、ご意見頂戴したことは所管の方にお伝えはさせていただきますというご回答にさせていただきます。

○藤原会長 申し訳ありませんが、そういうことで馬場委員のご質問は一回保留というか、また改めての回答です。

今日、後半特に、教育委員会の方がいないと回答できないという件がちょっと続いてしまいましたので、今後この会議を開く場合には、臨席していただくということも重ねてお願いしておきたいと思います。

それでは、一回戻りまして、今の三つの部会についての報告について、ほかにご質問ありますでしょうか。

澤田委員、お願いします。

○澤田委員 札幌市PTA協議会から参りました澤田と申します。

今、馬場委員様からお話が合ったことについて、一言添えさせていただきたいのですけれども、質問ではないので回答は結構です。一つどうしてもこの場でお伝えさせていただきたいというか、札幌市PTA協議会の方で毎年、札幌市教育委員会の方に、次の年の文教施策に対する要望書というものを提出させていただいているのですけれども、その要望書でも、本当に毎年のようにいじめに対することで対応を求める要望を出しているのですけれども、その一端で、今お話があったように、教員のいじめに対する理解が足りないということは、PTAの私たち、保護者からも思っていることが本当に大きくて、研修が必要だということは、私たちPTA協議会も毎年要望を上げております。ですが、お話あったように、私たちにいただく回答でも、「教育委員会では研修をしています」ですとか、もうちょっと突っ込んだ話になると「その研修に時間を割くことができない」というふうに伺っています。先生の業務が大変膨大であるということは、私たちも身近で感じているので大変なことだと思うのですが、やはり、だからといって、しないというふうな回答をいただいているわけではないのですけれども、「検討していきます」ですとか前向きに、言葉としては前向きにいただいているのですけれども、なかなかかなわないということが大変毎年もどかしく感じているところですので、私たちもPTAとして、ずっとそれ

は要望を発信し続けていこうと思っておりますので、この再調査部会の皆様からも同じように働きかけて、両輪でと言ってはあれなのですけれども、私たちそこまで力になれるか分からないのですけれども、微力ながら発信を続けていこうと協議会でいつも思っておりますので、ぜひともご協力いただいて、これからもそのお話が進むようにしていただければと思います。

すみません。時間がない中で失礼いたしました。

○藤原会長 ありがとうございます。これもご意見として、教員のいじめに対する認識が不足しているのと、それに対する研修内容とかの詳細が分からない、時間数とか分からないのですけれども、前向きな表面的な言葉で例年検討しますとかつていうことではちょっと実態と乖離してしまうというようなことについてはお伝えいただき、また改めて別の場でご回答をいただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、以上で、各部会の決議状況についての報告は一旦終わらせていただきたいと思います。

4. 情報提供

○藤原会長 最後ですが、令和6年度子ども・子育て関連の事業説明についてという点で、事務局の方からお願いします。

○事務局（鈴木企画係長） それでは最後、情報提供といたしまして、資料6の方の令和6年度子ども・子育て関連の事業概要について説明させていただきます。座って説明いたします。

こちらの子ども・子育て関連事業のうち、主に拡充する事業についてご説明いたします。

まず、資料の左上の方からご覧ください。子育て世帯の負担軽減といたしまして、医療助成関連では、中学生の通院費、住民税非課税のひとり親家庭の親の通院費等を医療助成の対象に追加いたします。

また、その下の妊娠・出産包括支援では、保健師・助産師等による妊娠期の面接や産後ケア事業の充実など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施をいたします。

続いて、病児・病後児保育といたしまして、病気の子どもを一時的に預かる施設を拡充いたします。

その下、第2子以降の保育料無償化では、札幌市独自の施策であります多子世帯の保育料の無償化の対象を拡大いたしまして、年収や兄弟姉妹の年齢差に関わらず、認可保育所等における第2子以降の保育料を無償化いたします。

続いて、資料の右上をご覧ください。保育・教育の環境整備といたしまして、子どもたちの快適かつ安全な環境を整えるために、学校や保育施設等における冷暖房設備の整備を推進いたします。

続いて、資料下側、ご覧ください。子どもを見守る体制を強化するため、いじめ対策関連といたしまして、児童生徒、保護者との面談、教職員への助言や校内研修等を実施するスクールカウンセラーの配置時間の拡充などを行います。

そのほか、令和7年度中の開所に向けました（仮称）第二児童相談所の整備や、社会的養護を利用している子どもを対象といたしました意見形成・表明支援の実施といった児童相談所の機能強化や、子どもの貧困対策推進といたしまして、子どもコーディネーターが困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援のつなぎを実施いたします。

資料6のご説明は以上になります。

○藤原会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの令和6年度子ども・子育て関連の事業概要について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ、お願いいたします。

○永浦委員 失礼いたします。ありがとうございます。すごくよく分かりました。

先ほどいじめのお話が上がっていたので、それにプラスしてというか、関連してというところで、この左下のいじめ対策関連の拡充というところがあるのですが、スクールカウンセラーの配置時間とか、ソーシャルワーカーの増員というところとか、健康観察の導入というところで、非常に充実した体制が図られているなど思ったのですが、一方で、今の生徒指導提要が改訂されて、どちらかというと、問題が起きてからのリアクティブな生徒指導よりも、プロアクティブ、問題の未然防止というところに重点が置かれていると思います。

その中で、課題未然防止教育ということで、いじめとか、そういったものを未然に防ぐための子どものスキルトレーニングとか、ストレスマネジメントとか、そういう心の授業みたいなのを積極的に導入していきましょみたいなのが書かれているのですが、この起きてからのサポートというところにプラスして、起きる前に、子どもたちが自分たちでいじめを早めに、いじめに至る前に解決するとか、本来いじめにならなくてもいいけれども、加害者になってしまう子のスキルをやって、スムーズな人間関係を行えるとか、その辺の部分というのが、ちょっと質問というかプラスになるのですが、もっと広がっていくと、今の時代に即してもっとよくなるのかなというふうに感じたのですが、そのあたりどのようにお考えか、もしあればお聞かせいただきたく存じます。よろしくをお願いいたします。

○藤原会長 永浦委員、ありがとうございます。

今のご意見について、コメントがあればお願いいたします。

○事務局（太田教育相談担当課長） 教育委員会教育相談担当課長の太田でございます。すみません。直接の所管課ではないので、あまり具体的なところはお話しできないのですが、今、委員ご指摘ありました未然防止に関する取組につきましては、非常に重視しているところでありまして、「心の健康観察」につきましては、本当に未然にキャッチ

するというのが一つ大きな狙いになっているというふうに押さえております。

それから、子どものスキルの部分に関しましては、これまでも道徳教育を中心に組み立てているところではありますけれども、今の委員からの意見を参考に、また何か取組ができたらいいいのかなというふうに思っているところでありますが、ぼわっとした回答で申し訳ございません。

以上でございます。

○永浦委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

馬場委員、お願いします。

○馬場委員 今の意見に関連するのですけれども、今のいじめ対策関連のところを見ますと、これ申し訳ないのですけれども、文字面を見ますと、スクールカウンセラーさんの配置時間を拡充となっていて、他方で、2番目はスクールソーシャルワーカーを増員するとなっているのですね。ということは、スクールカウンセラーさんは増員は難しいので、配置時間だけを拡充するのかなというふうに読めなくもなく、その辺はもう少し頑張っていて、さっき申し上げたように、全部で今、札幌市立120校ぐらいですかね、全校配置は難しいのかもしれませんが、そういう目標を達成するべく頑張っていていきたいなというのが一つと、それから、未然の防止でいうと、いじめの授業をぜひ各学校でするように教育委員会からも指導していただきたいなと。

私、弁護士会の子どもの権利委員会というところに属しているのですけれども、そこでは、学校の方からいじめの授業をやってほしいというご要望があります。それに対してこちらから積極的に対応していますが、まだまだそういう要望が多くはございません。こちらから積極的にやりたいなというふうに思っていますけれども、なかなかご要望がないこちらから伺えないという実情もございますので、これは教育委員会さんの方から、ぜひいじめの授業を積極的にやりなさいと。道徳の一環としてやられているのだと思いますけれども、教員の方、それから保護者の方も見れるようないじめの授業を実施するというのも、いじめに関しての認識を共有するという意味でも大切だと思いますので、ぜひそういう意味での予算をしっかりと確保していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○藤原会長 ご意見いただきましたが、コメントありますでしょうか。

○事務局（堀井庶務係長） 事務局でございます。繰り返しになって大変恐縮でございますが、所管の者が本日おりませんので、ただいまの意見、所管の方に申し伝えまして、後日、可能な範囲で何らかの形で共有させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

今、馬場委員がご指摘されたところに関しては、スクールカウンセラーは一定程度いるのですけれども、配置時間が拠点校から何時間何時間何時間というところをもっと増やす

ということの可能性を拡充というふうに多分説明されていて、それに対して、後発のスクールソーシャルワーカーの方は、そもそも非常に限られた人しか雇用されていないので、そこを増員しない限り、各校に何時間というところまで全然まだ届いていないということで、言葉として配置時間というのと増員というのが区別されているということをご理解いただければというふうに思います。

それでは、ほかにこの令和6年度の関連事業について。

お願いいたします。

○天野委員 子育てをしながら働く母としてのご意見なのですが、やっぱり働きながら子育てしているお母さんがすごく私の周りでも多いのですが、子育てしやすい働き方への支援というのは、ちょっと不足しているのではないかというふうに感じていまして、育休に関してはすごく取る方が、お父さん方も取る方が増えてはいるのですが、復帰した後、フルタイムで働いているお母さんも増えて、なおかつ子育てもしていて、さっきの資料の2-2の中でも、主に育児、母親がやっているという割合ってやっぱりまだ高いなと思うので、働きながらも子育てしやすい働き方をしている方ってあまり多くないかなと。育児時間の取得だったり育児短時間労働の取得がなかなか、私の職場でも難しい現状があるのですが、そういう支援に関しての視点とか観点での取組とか、この事業の概要とかに含まれる分があれば教えていただきたいと思います。

○藤原会長 ご質問として、育児休業を取るか取らないかとかだけではなくて、取った後に仕事しながら子育てをするための施策の充実等については、何か今事務局でご回答可能なことはありますか。

○事務局（佐藤子育て支援推進担当課長） 子育て支援推進担当課長、佐藤でございます。

今ご意見ありましたように、育児休業の取得率が上がっているとはいえ、なかなか子育てをしながら仕事と両立していく難しさといえますが、困難を抱えている方たちからのご意見も頂戴しているところでございます。

現時点で、ここでこんな施策がございましてということを明言することは難しいのですが、このたびいただいたご意見も踏まえて、引き続き、子育てしやすい働き方という視点でも今後考えてまいりたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

以上でございます。

○藤原会長 よろしいですか。

○天野委員 資料の2-2の子育てをされていて感じる悩みの、子どものことで悩みを感じるというのは当たり前のことかなと思うのですが、その次にやっぱり子育て当事者のことで、自由な時間が持てないとか、仕事、両立が大変というのは、まさしく働きながら子育てしているお母さんの声かなというふうに思うので、そういう施策が充実するといいなというふうに感じています。ありがとうございます。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

そのほかございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。時間が迫ってまいりました。

本日の議事については、それでは以上をもちまして、終了させていただきたいと思います。

事務局にマイクを戻します。お願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（堀井庶務係長） 委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日、様々な貴重なご意見いただきましたけれども、改めてご意見、ご質問などございましたら、メール等でも結構ですので事務局へご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、本日お答えできなかった質問もありまして、大変恐縮でございましたけれども、いただいた質問については、所管課にも共有させていただきまして、後日、何らか可能な形で回答できるものについては回答させていただきたいと、委員の皆様に共有させていただきたいというふうに考えてございます。

また、次回の会議でございますけれども、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定につきまして、本日いただいたご意見を踏まえて、さらに分析を進めたニーズ調査の結果や、グループヒアリングの意見なども参考にしながら、プランの施策体系案などについてご議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

日程につきましては、令和6年6月頃に開催を予定しておりますので、詳細が決まり次第、別途事務局よりご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の子ども・子育て会議は、以上をもって終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。